

外国人との共生実現を

近年、人手不足やグローバル化を背景に、国内に在留する外国人が増加している。法務省によると、2019年末の在留外国人数は293万3137人で過去最高となった。同年4月に施行された改正入国管理法により新たな在留資格「特定技能」が新設されたことで、増加傾向は今後も続くと思われる。

一方で日本語が不自由なことから不自由な生活を送らざるを得ない外国人も増えている。就労ビザのある外国人労働者本人はある程度日本語が使える状態で在留しているが、家族は日本語が不自由な場合が多い。

文化庁によると、全国の日本語学習者約26万人に対し、日本語を教える日本語教師は約4万人だが半数はボランティアに頼っており、日本語を学べる仕組みが整っていない。そのため、日本語を十分に習得できずに育つ子どもも多く、独立する際にマンションに入居できない、安定した職業に就けないなどといったケースも発生している。

こうした状況を打開するため、19年6月に新たに成立した「日本語教育推進法」では、外国人を雇用する事業主は、雇用者本人と家族に対し日本語学習の機会の提供や支援に努めなければならないと定められた。

企業にとって、専任の日本語教師を雇用するか、もしくは日本語教室に通わせるということが必要となる。しかし、実際には多くの企業にとって実施は困難と考えられており、外部に委託もしくは教育機関に通えるような支援体制の構築などが検討されている。

今後、日本の労働人口が減少していく中、外国人が日本で家族とともに安心して暮らすことができる共生社会の実現が求められている。

(コンサルティング事業部 調査グループ 研究員 滝川 綾菜)